

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 農林水産大臣は、海岸法(昭和31年法律第101号)及び海岸法施行令(昭和31年政令第332号)の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、<u>農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業</u>、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱(昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知)に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱(平成12年3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号) <u>及び</u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>	<p>第1 農林水産大臣は、海岸法(昭和31年法律第101号)及び海岸法施行令(昭和31年政令第332号)の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱(昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知)に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱(平成12年3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号) <u>、</u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号) <u>及び</u><u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件(平成13年4月13日農林水産省告示第538号)</u>に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p>第3 規則第2条の<u>農林水産大臣(以下「大臣」という。)</u>が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による<u>交付申請書</u>のとおりとし、<u>補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を</u>地方農政局長等(北海道にあつては<u>大臣</u>、沖縄県にあつては<u>内閣府沖繩総合事務局長</u>(以下「<u>沖繩総合事務局長</u>」という。))以下同じ。)に提出<u>しなければならない</u>。</p>	<p>第3 <u>適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく補助金の交付申請書の様式は、別記様式1号のとおりとし、地方農政局長(北海道にあつては<u>国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。)</u>、沖縄県にあつては<u>内閣府沖繩総合事務局</u>(以下「<u>沖繩総合事務局</u>」という。))に提出する。その提出部数は、<u>正副2部とする。</u></u></p> <p><u>2 北海道開発局長は、北海道からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定に依頼をするものとする。</u></p>
<p>第4 <u>規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、</u>当該都道府県の区域を管轄</p>	<p>第4 <u>第3に規定する申請書の提出の時期は、</u>当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長</p>

する地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(削る。)

第5 地方農政局長等は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

第6 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

第8 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

1 別表1の事業欄に掲げる1、2、4及び5の事業（都道府県が実施するもの（以下「都道府県営事業」という。）及び市町村が実施するもの（以下「市町村営事業」という。））に係るものにあつては、次に掲げるものとする。

(1)、(2) (略)

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(削る。)

(北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)が毎年度別に定める日までとする。

第5 農林水産大臣は、第3第2項による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により補助金の交付を決定する場合、北海道開発局長に通知する。

(新設)

(新設)

第6 都道府県知事又は市町村長は、規則第3条第1号の規定により、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により補助事業等変更承認申請書正副2部を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第7 農林水産大臣は、第6第2項による依頼を受け、規則第3条第1号の規定により変更承認をする場合、北海道開発局長に通知する。

第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、申請書の記載事項のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。

1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業（都道府県が実施するもの（以下「都道府県営事業」という。）及び市町村が実施するもの（以下「市町村営事業」という。））に係るものにあつては、次に掲げるものとする。

(1)、(2) (略)

第9 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定により、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の指示を求める場合には、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定の期間内に完了しない理由又はその遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第10 都道府県知事は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げる場合、取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長（北海道にあつては農林水

第10 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第4号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第11 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第12 地方農政局長等は、第11の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 地方農政局長等は、第7第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取り下げの報告をするものとする。

第11 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、当該事業の遂行状況を別記様式第3号により作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

ただし、海岸法施行令第9条に規定する収入金のないものについて、事業の遂行の状況を概算払いの請求と併せて行うときは、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、北海道からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況報告の報告をするものとする。

第12 規則第6条による実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出する。その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、北海道からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告書の報告をするものとする。

第13 農林水産大臣は、第12第2項による報告を受け、適正化法第15条の規定により額を確定する場合、北海道開発局長に通知する。

(新設)

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第14 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第15 取得財産等のうち施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第14条第2項の規定を準用する。

第16 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第5号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第17 補助事業者が市町村であり、この要綱に規定する書類を地方農政局長等に提出する場合には、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。

(新設)

第14 施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき、農林水産大臣が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上、(昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては5万円以上)のものとする。

(新設)

第15 市町村の長である海岸管理者がこの要綱に規定する書類を地方農政局長に提出する場合には、当該市町村の区域を管轄する都道府県を経由してするものとする。

別表1 (第2関係)

事業	経費	補助率
1 海岸保全施設整備事業	(1) 侵食対策事業に要する経費	当該経費の1/2(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定地域(以下「離島」という。)及び北海道にあつては5.5/10)ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)にあつては、当該経費の2/3
<u>2 海岸保全施設整備連携事業</u>	<u>海岸保全施設整備連携事業に要する経費</u>	<u>当該経費の1/2(離島及び北海道にあつては5.5/10)ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては、当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島にあつては、当該経費の2/3</u>
<u>3 津波・高潮危機管理対策緊急事業</u>	(略)	(略)
<u>4 海岸環境整備事業</u>	(略)	(略)
<u>5 海岸保全施設災害関連事業</u>	(略)	(略)
<u>6 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業</u>	(略)	(略)

別表1

事業	経費	補助率
1 海岸保全施設整備事業	(1) 侵食対策事業に要する経費	当該経費の1/2(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定地域(以下「離島」という。)及び北海道にあつては5.5/10)ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)にあつては、当該経費の2/3
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>2 津波・高潮危機管理対策緊急事業</u>	(略)	(略)
<u>3 海岸環境整備事業</u>	(略)	(略)
<u>4 海岸保全施設災害関連事業</u>	(略)	(略)
<u>5 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業</u>	(略)	(略)

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕 ※

※市町村にあつては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年度において下記のとおり〇〇〇事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第3の規定により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日 (削る。)

(削る。)

別紙第1 (略)

別紙第2

経費の配分及び事業計画の概要

(削る。)

事業名	地区名	海岸名	所在地	施行年度	全計年度～年度	本年度						翌年度以降	備考	
						総量		前年度まで		本年度				国庫補助金
費目	工種	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	都道府県費	市町村費	その他	事業量	事業費	備考	

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長〕
〔沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長〕

海岸管理者

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年度において下記のとおり〇〇〇事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定 平成 年 月 日
- 5 添付書類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

(注) 1 統合補助事業にあつては、「3 経費の配分及び事業計画の概要」を省略することができるものとする。

2 海岸環境整備事業の申請書は海岸管理者を消して作成すること。

別紙第1 (略)

別紙第2

経費の配分及び事業計画の概要

(事業費についての様式)

事業名	地区名	海岸名	所在地	施行年度	全計年度～年度	本年度						翌年度以降	備考	
						総量		前年度まで		本年度				国庫補助金
費目	工種	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	都道府県費	市町村費	その他	事業量	事業費	備考	

円 円 円 円 % 円 円 円 円

- (注) 1 「所在地」の欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに関係市町村数を記載すること。
- 2 「費目」の欄には、工事費の費目の本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費並びに実施設計費を記載すること。
- 3 「工種」の欄には、本工事費の工種の堤防工、護岸工、突堤工、離岸堤等を記載すること。
- 4 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。

(削る。)

- 5 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 「備考」の欄には、当該年度の工事の着工及び竣工の予定年月を工種ごとに記載すること。
- 7 海岸堤防等老朽化対策緊急事業については、「備考」の欄に機能の強化又は機能の回復の別を記載すること。
- 8 海岸保全施設災害関連事業については、年災別に作成し、欄外左上部に「〇〇年災」と明記すること。

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度〇〇事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕 ※

※市町村にあつては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第7の規定により申請する。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の理由
- 2 収 支 予 算 書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

(注) (削る。)

円 円 円 円 % 円 円 円 円

- (注) 1 「所在地」の欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに関係市町村数を記載すること。
- 2 「費目」の欄には、工事費の費目の本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費並びに実施設計費を記載すること。
- 3 「工種」の欄には、本工事費の工種の堤防工、護岸工、突堤工、離岸堤等を記載すること。
- 4 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。

5 「収入金の額」及び「補助基本額」の欄には、海岸法施行令第9条に規定するそれぞれの額を記載すること。

- 6 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 7 「備考」の欄には、当該年度の工事の着工及び竣工の予定年月を工種ごとに記載すること。
- 8 海岸堤防等老朽化対策緊急事業については、「備考」の欄に機能の強化又は機能の回復の別を記載すること。
- 9 海岸保全施設災害関連事業については、年災別に作成し、欄外左上部に「〇〇年災」と明記すること。

別記様式第2号（第6関係）

平成 年度〇〇事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長〕
〔沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長〕

海岸管理者

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更し [金 円] の追加交付（減額承認）を受けたいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱により 関係書類を添えて申請する。

(新設)

(注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は [] の部分を除く。

記載要領は、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2の様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

(削る。)
(削る。)

別記様式第3号(第10の1関係)

平成 年度〇〇事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

(北海道にあつては農 林 水 産 大 臣)
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) ※

※市町村にあつては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号をもつて補助金の交付決定通知のあつた事業について、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第10の1の規定により、その遂行状況を、下記のとおり報告する。

記

(削る。)

(削る。)

2 関係書類は、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2 までの様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

3 海岸環境整備事業の申請書は海岸管理者を消して作成すること。

4 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「事業変更承認申請書」を「事業中止(廃止)承認申請書」と、「経費の配分及び事業変計画の概要を変更し[金 円の追加工(減額承認)を受け]たい」を「中止(廃止)したい」と置き換えること。

別記様式第3号(第11関係)

平成 年度〇〇事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長)
(沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長)

海岸管理者

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があつた標記事業遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況 (別紙第3のとおり)

2 事業着手年月日

3 事業完了予定年月日

(注) 1 この報告書は、別表1の「経費」の欄の区分ごとに提出すること。

2 海岸環境整備事業の報告書は海岸管理者を消して作成すること。

別紙第3

(1) 収支の状況

1 収入の部

科 目	予 算 額	収入済額	収入未済額	備 考
-----	-------	------	-------	-----

	円	円	円	
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
収入金				
計				

2 支出の部

科目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
収入金				
計				

(2) 事業別状況

地区名	費目	本年度実施計画		出来高		進捗率 (B/A)%	備考
		事業費 (A)	国庫 補助金	事業費 (B)	国庫 補助金		
		円	円	円	円	%	
計							

(注)

1. 災害関連事業については、災害年次を記載すること。
2. 備考欄には、事業着手年月日及び完了予定年月日を記載すること。
3. 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。

(新設)

(削る。)

地区名	費目	本年度実施計画		出来高		進捗率 (B/A)%	備考
		事業費 (A)	国庫 補助金	事業費 (B)	国庫 補助金		
		円	円	円	円	%	
計							

(注)

1. 災害関連事業については、災害年次を記載すること。
2. 備考欄には、事業着手年月日及び完了予定年月日を記載すること。
3. 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。

別記様式第4号（第10の1関係）

平成 年度〇〇事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕
 〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※
 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都
 道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業に
 ついて、【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第10の1の規定に
 より、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

地区名	費 目	事業費	国 庫 補助金 (A)	既受額 (B)	事業の遂行状況		今回請求額		残額 (A-B-C)
					〇年〇月〇日まで に完了したもの		(C)		
					事業費	出来高 比率	金 額	〇月〇日 迄予定 出来高	
		円	円	円	円	%	円	円	円
計									

- (注) 1 遂行状況報告を兼ねない場合は、本文の【】の部分を除くこと。
 2 記の「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 事業の内容及び計画」の
 「区分」の欄を記載すること。
 3 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した
 額を記載すること。

別記様式第 5 号 (第 11 関係)

平成 年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕
 〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※
 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都
 道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

別記様式第 4 号 (第 12 関係)

平成 年度〇〇事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長〕
 〔沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長〕

海岸管理者
都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第11の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

【また、併せて精算額として〇〇補助金〇〇円の交付を請求する。】

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第4及び第5のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 平成 年 月 日

- (注) 1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として、別に作成の上、提出すること。
- 2 記の3の補助事業の成果は、申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照できるよう、申請額を括弧書で上段に記載すること。

(削る。)

3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別紙第 3・別紙第 4 (略)

別紙第 5

地区別検査調書

地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日 (竣工年月日)	竣工検査		備考
						検査 年月日	検査責任 者職氏名	
	工事費			円				
		計						
	測量設計費							

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付の決定通知のあったこのことについて、下記のとおり、事業を実施したので農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱により報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第4及び第5のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 平成 年 月 日

- (注) 1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として、別に作成の上、提出すること。
- 2 記の3の事業の成果は申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照できるよう、申請額を括弧書で上段に記載すること。また、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

3 海岸環境整備事業の報告書は海岸管理者を消して作成すること。

4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別紙第 4・別紙第 5 (略)

別紙第 6

1 地区別検査調書

地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日 (竣工年月日)	竣工検査		備考
						検査 年月日	検査責任 者職氏名	
	工事費			円				
		計						
	測量設計費							

	計						
用地費及 補償費							
〇〇〇費							
合計							

- 注) 1. 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
 2. 用地費及補償費については、区分欄に用地買収費及び補償費ごとに記載するとともに、事業量及び事業費欄にはその金額の合計を記入すること。

別紙第6

残材料調査

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
(略)				円	円		

(削る。)

別紙第7

財産管理台帳（令第13条第1号から4号までの財産、要綱第15の取得財産等）
 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 2 この通知による改正前の本要綱によって平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

	計						
用地費及 び 補償費							
〇〇〇費							
合計							

- 注) 1. 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
 2. 用地費及**び**補償費については、区分欄に用地買収費及び補償費ごとに記載するとともに、事業量及び事業費欄にはその金額の合計を記入すること。

2 残材料調査

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
(略)				円	円		

(注) 間接補助事業にあつては、地区名の下に括弧書きで事業主体を記載すること。

別紙第7

財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第14の財産）
 (略)

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱

昭和33年9月30日付け33農地第3731号
最終改正 平成31年3月29日付け30農振第2894号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

} 殿

農林事務次官

第1 農林水産大臣は、海岸法（昭和31年法律第101号）及び海岸法施行令（昭和31年政令第332号）の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱（昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知）に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

第3 規則第2条の農林水産大臣（以下「大臣」という。）が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に提出しなければならない。

第4 規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等が別に通知する日までとする。

第5 地方農政局長等は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

第6 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第8 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

1 別表1の事業欄に掲げる1、2、4及び5の事業（都道府県が実施するもの（以下「都道府県営事業」という。）及び市町村が実施するもの（以下「市町村営事業」という。））に係るものについては、次に掲げるものとする。

(1) 都道府県営事業

ア 地区相互間の経費の額の流用

イ 地区ごとに次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費の各費目相互間の30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

(イ) 事業の内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 市町村営事業

- ア 事業主体の変更
- イ 地区相互間の経費の額の流用
- ウ 地区ごとに次に掲げる事業の内容の変更
 - (ア) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
 - (イ) 工種の新設、変更又は廃止

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

第10 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第4号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第11 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第12 地方農政局長等は、第11の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 地方農政局長等は、第7第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、

又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第14 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第15 取得財産等のうち施行令第13第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第14第2項の規定を準用する。

第16 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第5号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第17 補助事業者が市町村であり、この要綱に規定する書類を地方農政局長等に提出する場合に

は、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。

附 則

平成21年度までに採択された農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について（平成22年4月1日付け21農振第2471号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第2の事業の欄に掲げる事業に要する経費のうち、営繕費、工事雑費及び地方事務費並びに海岸整備事業調査指導監督事務に係る国の補助で、平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成21年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱によって平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第2関係)

事業	経費	補助率
1 海岸保全施設整備事業	(1) 侵食対策事業に要する経費	当該経費の1/2 (離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定地域 (以下「離島」という。)) 及び北海道にあつては5.5/10) ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島 (鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。) にあつては、当該経費の2/3
	(2) 高潮対策事業に要する経費	当該経費の1/2 (離島及び北海道にあつては5.5/10) ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては、当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島にあつては、当該経費の2/3
	(3) 海岸耐震対策緊急事業に要する経費	当該経費の1/2 (離島及び北海道にあつては5.5/10) ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては、当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島にあつては、当該経費の2/3
	(4) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業に要する経費	ア 当該経費の1/2 (離島及び北海道にあつては5.5/10) ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては、当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島にあつては、当該経費の2/3 イ アにかかわらず、機能の回復を行うものにあつては、当該経費の1/2
2 海岸保全施設整備連携事業	海岸保全施設整備連携事業に要する経費	当該経費の1/2 (離島及び北海道にあつては5.5/10) ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては、当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島にあつては、当該経費の2/3

事 業	経 費	補 助 率
3 津波・高潮 危機管理対策 緊急事業	津波・高潮危機管 理対策緊急事業に要 する経費	当該経費の1/2
4 海岸環境整 備事業	都道府県又は市町 村が行う海岸環境整 備事業に要する経費	当該経費の1/3以内
5 海岸保全施 設災害関連事 業	海岸保全施設災害 関連事業に要する経 費	当該経費の1/2（離島、北海道にあつては5.5/10、沖縄県にあつては3/5、奄美群島にあつては2/3）ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第3条第1項第2号に規定する事業にあつては1/2（離島、北海道にあつては5.5/10、沖縄県にあつては3/5、奄美群島にあつては2/3）に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第8条第1項の規定により算出された割合を加えた率とする。
6 災害関連緊 急大規模漂着 流木等処理対 策事業	災害関連緊急大規 模漂着流木等処理対 策事業に要する経費	当該経費の1/2

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度 ○○事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

○ ○ 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※
※市町村にあつては当該市町村を管轄する都
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年度において下記のとおり○○○事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設
整備事業等補助金交付要綱第3の規定により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

別紙第1

収 支 予 算 書

区 分	事業費	国庫補 助 金	国 庫 補助率	都道府 県 費	市 町 村 費		備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 (市町村営事業 工事費 計 統合補助事業 工事費 計)	円	円	%	円	円	円	

予算議決 (又は予算議決予定) 平成 年 月 日

別紙第2

経費の配分及び事業計画の概要

事業名		地区名		海岸名		所在地		施工年度	全計年度～	年度年度					
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府県費	市町村費	その他			
		円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円		

- (注) 1 「所在地」の欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに関係市町村数を記載すること。
- 2 「費目」の欄には、工事費の費目の本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費並びに実施設計費を記載すること。
- 3 「工種」の欄には、本工事費の工種の堤防工、護岸工、突堤工、離岸堤等を記載すること。
- 4 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 「備考」の欄には、当該年度の工事の着工及び竣工の予定年月を工種ごとに記載すること。
- 7 海岸堤防等老朽化対策緊急事業については、「備考」の欄に機能の強化又は機能の回復の別を記載すること。
- 8 海岸保全施設災害関連事業については、年災別に作成し、欄外左上部に「〇〇年災」と明記すること。

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度〇〇事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※
※市町村にあつては当該市町村を管轄する都
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、
下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金
交付要綱第7の規定により申請する。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の理由
- 2 収 支 予 算 書 （別紙第1のとおり）
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 （別紙第2のとおり）
- 4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

（注） 記載要領は、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2の様式に準じ、変更前
の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照でき
るよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号（第10の1関係）

平成 年度〇〇事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕
 〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※
 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都
 道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長

氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、
 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第10の1の規定により、その遂行状況を、
 下記のとおり報告する。

記

地区名	費 目	本年度実施計画		出 来 高		進捗率 (B/A) %	備 考
		事業費 (A)	国 庫 補助金	事業費 (B)	国 庫 補助金		
		円	円	円	円	%	
計							

- (注) 1 災害関連事業については、災害年次を記載すること。
 2 備考欄には、事業着手年月日及び完了予定年月日を記載すること。
 3 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。

別記様式第4号（第10の1関係）

平成 年度〇〇事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※
 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都
 道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長

氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、
 【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第10の1の規定により、その事業遂行
 状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

地区 名	費目	事業費	国庫 補助金 (A)	既受領額 (B)	事業の遂行状況		今回請求額 (C)		残額 (A-B-C)
					〇年〇月〇日まで に完了したもの		金 額	〇月〇日 迄予定 出来高	
					事業費	出来高 比 率			円
		円	円	円	円	%	円	%	円
計									

- (注) 1 遂行状況報告を兼ねない場合は、本文の【】の部分を除くこと。
 2 記の「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 事業の内容及び計画」の「区
 分」の欄を記載すること。
 3 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を
 記載すること。

平成 年度〇〇事業費実績報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※
※市町村にあつては当該市町村を管轄する都
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、
交付決定通知の内容に従い実施したので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要
綱第11の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

【また、併せて精算額として〇〇補助金〇〇円の交付を請求する。】

記

- 1 事業の目的
- 2 収 支 精 算 （別紙第4及び第5のとおり）
- 3 補助事業の成果 （別紙第2、第6及び第7のとおり）
- 4 事業の完了年月日 平成 年 月 日

- (注) 1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として、別に作成の上、提出すること。
2 記の3の補助事業の成果は、申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が
比較対照できるよう、申請額を括弧書で上段に記載すること。
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、
帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更が
あつたものについては、必要書類を添付すること。

別紙第3

収支精算書

区 分	事業費	国庫補 助 金	国 庫 補助率	都道府 県 費	市 町 村 費		備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 (市町村営事業 工事費 計 統合補助事業 工事費 計)	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を括弧書で上段、精算額を下段に記入すること

国庫補助金精算

区 分	補助金 交付決 定額	精算事 業費総 額（補助 基本額）	国 庫 補助率	精算国庫 補助金額	概算払受 領総額	差引国庫 補助金未 受領（返 還）額	備考
都道府県営事業 工 事 費 計 〔市町村営事業 工 事 費 計 統合補助事業 工 事 費 計〕	円	円	%	円	円	円	

(注) 海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第9条に規定する収入金があるときは、「精算事業費総額」欄に補助基本額を括弧書で上段に記載すること。

地区別検査調書

地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日 (竣工年月日)	竣工検査		備考
						検査 年月日	検査責任 者職氏名	
	工事費			円				
		計						
	測量及 試験費							
		計						
	用地費及 補償費							
		計						
	〇〇〇費							
		計						
	合計							

- 注) 1. 請負契約書に基づき1契約ごとに記載すること。
 2. 用地費及補償費については、区分欄に用地買収費及び補償費ごとに記載するとともに、事業量及び事業費欄にはその金額の合計を記入すること。

別紙第6

残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
				円	円		

別紙第7

財産管理台帳（令第13条第1号から4号までの財産、要綱第15の取得財産等）

	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用 年数	処分制限	種類	処分		
					円	円						円	

- (注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
- 2 備考欄に、当該事業に係る補助率等を記載すること。